

令和3年9月1日

保護者の皆様

小平市立小平第十三小学校
校長 早川 和男

新型コロナウイルス感染症に係る登校・早退・出欠席の扱いについて

2学期開始にあたり、本校では全ての児童・職員の安全を確保する観点から、感染予防対策をさらに強化していきたいと思っております。昨年度より小平市や国のガイドラインに基づき、児童の健康管理について、以下のように対応してまいりましたが、今一度保護者の皆様にご確認いただき、お子様の健康状態の把握ならびに感染症予防の指導について、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

記

1 朝の健康観察・登校判断について

登校しない日も含め、**毎朝お子さんの検温・健康状態をご確認の上、健康観察表に記録し、登校時に持参させてください。併せて同居のご家族についても、確認をお願いします。**

(1) 児童が体調不良の場合

- ・発熱や風邪症状等、平常と異なる体調がみられる場合は、登校させずにご家庭で休養させてください。(健康観察表の症状に○が付くような場合には、登校を控えてください。)
- ・○が付いて登校する場合は、必ず伝達事項欄に理由(アレルギーによる鼻水・喘息による咳など)をご記入ください。
- ・発熱や風邪症状で欠席・早退した場合は、症状が治っても(薬を飲まない状態で)、翌日は症状の再発・別症状の発症についての経過観察のため、ご家庭で休養させてください。
- ・治癒後2日目の朝に症状がないことが確認されましたら、「登校届」を持たせ、登校させてください。

【平日に体調不良になったときの例】

(経過観察の例)	症状	登校可否
9月1日(水)	37.4℃の発熱・軽い咳	登校せず休養
9月2日(木)	朝の検温時に、36.8℃	経過観察のため休養
9月3日(金)	同上	登校 可

} 出席停止

【休日に体調不良になったときの例】

(経過観察の例)	症状	登校可否
9月5日(日)	だるい・鼻水	自宅で休養
9月6日(月)	朝の検温時に、36.6℃	経過観察のため休養
9月7日(火)	同上	登校 可

→ 出席停止

裏面あり

(2) 同居のご家族が体調不良の場合

- ・可能な限りお子さんの登校を控えてください。
- ・(1)と同様、ご家族の症状がなくなった後、翌日までご家庭で経過観察をしてください。

学校を休む際には、まず電話等で学校に連絡を入れていただき、次に登校する日に「登校届」(学校ホームページからも印刷可、医師の証明は不要)を提出してください。(出席停止扱いになるため、欠席日数に計上しない。)

2 早退について

登校後に発熱や風邪症状等の平常時と異なる症状がみられた場合は、他の児童と同一の教室における行動は行わず、早退していただきます。しばらくは、新型コロナウイルス感染症の可能性を考え、普段と様子が違うと判断した場合は、保健室での休養や経過観察はせずに、大事をとって早退とします。その際は、早めのお迎えをお願いします。携帯電話か職場の電話で、いつでも連絡が取れるようにしておいてください。

3 感染が疑われる場合

発熱等の症状がある場合は、かかりつけ医など地域の医療機関、または下記の東京都発熱相談センターへ電話で相談してください。(基礎疾患がある方は早めに相談を)

東京都発熱相談センター 24時間対応(土曜・日曜・祝日含む) 03-5320-4592

※詳しくは、小平市ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関連する情報」を参照

理由別対応表

以下の理由で欠席・早退した場合は「出席停止」扱いです
それ以外の理由によるものは「欠席」扱いです

理由	対応	登校時の判断基準	連絡方法 提出書類
1 児童が感染した	登校不可	医師・保健所が判断	電話
2 児童が濃厚接触者になった (家族の感染など)		医師・保健所が判断	電話
3 家族が濃厚接触者になった (親の職場同僚の感染など)	登校自粛	保護者と学校で相談	電話
4 児童に基礎疾患があり感染予防のため	主治医判断による 登校自粛	主治医と相談	連絡帳 電話等
5 児童または家族等の感染予防のため	保護者判断による 登校自粛	保護者と学校で相談	連絡帳 電話等
6 児童に発熱・風邪症状等の症状がある	登校不可 自宅休養 (医療受診)	症状がなくなった後、 1日の経過期間をおいてから	電話 登校届
7 家族等に発熱・風邪症状等の症状がある	登校自粛	家族の症状がなくなった後、 1日の経過期間をおいてから	電話
8 登校後、学校において児童に 発熱・風邪症状等の症状がみられた	早退・自宅休養 (医療受診)	症状がなくなった後、 1日の経過期間をおいてから	登校届